〇新谷 友良委員

1. 文部科学省特別委員会報告は障害のある子どもへの支援について「法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に設置者及び学校が各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて「合理的配慮」を提供する。」としている。「合理的配慮」が子ども一人ひとりに対応したものであることを考えると、「基礎的環境整備」と「合理的配慮」の二つの方向で子どもへの支援を考えることは妥当と思う。課題は国・都道府県・市町村に役割分担を分散させることでの地域格差の拡大であり、全国的な教育環境・個別支援水準を維持する国・自治体の責任は明確にすべきと考える。(我が国の教育支出が2年続いて0ECD31カ国の最下位であることに留意すべきである。)

2. 教育の場面での「合理的配慮」

教育の場面での「合理的配慮」について、その具体的内容をガイドラインの形で広めることは肝要であるが、ガイドラインを利用する一方当事者である子ども・保護者は何を、どの程度学校に求めるのか不明・不安もあると思われる。「求めるべき配慮の気づき」を子ども・保護者に促すガイドラインの提供が望まれる。

3. 聴覚障害に限定した課題

① 施設環境の改善

聞こえに困っている子どのへの施設環境への取り組みは、特別支援学校・特別支援学級・通級指導学級・通常学級共通の重要な課題である。遮音効果の高い教室は、補聴器を使用しない軽度の難聴の子ども、人工内耳装用、補聴器利用の子ども、更に聞こえに障害を持たない子どもにとっても非常に重要な教育環境である。

② 補聴援助システムの整備

ろう学校では一般的に成りつつあるが、FMまたは磁気ループを使った補聴援助システムは、特別支援学級・通級指導学級・通常学級に於いても照明装置や空調設備と同様に標準装備とすべきである。

- ③ 特別支援学校(ろう学校)のセンター機能に対する人員・予算的補償 通常学校に在籍する児童・生徒について、通級指導や特別支援学級での支援 を受けていない子どもに対しては、ろう学校のセンター機能を生かした支援が 必要である。しかし、ろう学校の児童・生徒の減少に伴う教員の不足、広範囲 に渡る支援等の事情から、指導や相談に要する時間の確保、移動に伴う旅費等 の予算の確保が補償されず、十分な支援が難しいという現状がある。ろう学校 には乳幼児相談、教育相談、通級指導教室を設けている学校もあるが、特別な 教員配置が行われていないケースが多く教員のマンパワーは圧倒的に不足している。通常学校での通級指導教室については子どもの人数あたりの教員数の 標準が示されていると思うが、ろう学校での通級では教員の加配がなされていないことが普通となっている。通常学校の難聴児が増加することも視野に入れると、センター機能を通じて、ろう学校の専門性のある教員が十分力を発揮できるようなシステムを考える必要がある。
- ④ 教育職員免許法付則16 (特別支援免許を持たなくても特別支援学校で教えることを認めている) は、無資格者による教育が放置されていることを意味する。聴覚障害児に対しては、障害特性に十分配慮しつつ教科指導をすることが求められており、そのことが充分に提供されなかったためにこれまでも多々問題が起こっている。期限を切って、付則16を撤廃し、特別支援免許を実効性のあるものにする取り組みが求められる。

<教育職員免許法付則16:原文>

幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、<u>当分の間、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、特別支援学校の相当する各部の主幹教諭</u>(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

⑤ 初等・中等教育段階では、文字や手話による成人に行なう情報保障を保障 しても、それだけでは不十分な学習保障にしかならない(提供された情報を 使いこなす力が子どもに育っていない)ということの認識が必要である。

授業作りや教材等に一定以上の配慮を行なうことが必要であり、そのための研修を必須とすることが求められる。研修は障害児である児童生徒の在籍する学級の教員に課すこともできるであろうし、免許更新講習等の中で必修化することも検討できるのではないかと考える。

⑥ 補聴器の公費負担制度の整備

軽度・中等度難聴児については障害者手帳が交付されないこともあり、補

聴機器等の購入等の負担を負うことも多い。補償を行っている自治体も少なく、また補償の基準にもばらつきがあり、地域による格差が大きいと感じる。 聴力障害の程度に係わらす、本人の不自由度や医師、教員などの的確な意見などに基づいて、軽度・中等度の子どもに対する補償の制度を確立する必要がある。

障害者手帳をもらえない中軽度難聴のお子さんは、補聴器の費用の助成がないため、1 台何十万もする補聴器を、保護者が自費負担で購入しており、ケースによっては、補聴器購入をあきらめている場合もあると聞く。

今まで繰り返し意見を出しているが、障害者手帳の見直しは焦眉の課題であり、補聴器の公費負担制度は国・自治体の責任で早急に実現すべき課題である。

〇藤田 紀昭委員

- 体育におけるインクルーシブ体育の位置づけや指針、およびインクルーシブ体育の方法等に関しての研究が必要。
 - 身体を使って行う授業という特殊性からインクルーシブ授業に難しさがある。
 - ・ 理想的にはすべて同じように実施できればいいが、障害のない児童生徒 の運動量確保等の問題もあり、対応が難しい。
 - ・ インクルーシブ体育の内容を一つの教材と考えるのも一案か。
- ▶ インクルーシブ体育に関する情報を教育委員会等を通じて広く発信する。
 - 情報がない中で障害のある子とない子の混在する授業に直面している。
 - ・ 個々の教員の工夫や努力によっているところが大きい。
- ▶ 小学校教員養成カリキュラムのうち体育関連の授業に障害児に対する対応 に関する内容を含むようにすべき。また、体育教員免許取得に際して障害者 のスポーツ・体育に関する授業を必修化する。
- ▶ 当面の間は、障害児体育、インクルーシブ体育の講習を受けた専門の体育教師が指導、相談にのる体制を作る。

〇三浦 貴子委員

- 1. 教育を受けるための選択権を保障するためには、特別支援学校や特別支援学級の環境の充実も必要である。配慮が必要な子どもの増加と、受け入れるに見合う基盤の不足を解消し、かつ質を担保するための施策が重要である。
- 2. 障害者権利条約の定義を踏まえ、中央教育審議会初等中等教育分科会の特別支援教育の在り方に関する特別委員会の報告では、合理的配慮について、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義した。また、国や自治体が法令に基づきまたは財政措置により「『合理的配慮』の基礎となる環境整備(『基礎的環境整備』)を行い、これらを基に各設置者や学校がそれぞれで状況に応じて「合理的配慮」を提供するとし、国、都道府県、市町村に対し、必要な財源確保と基礎的環境整備の充実を求めている。

学校等に対しては明確に過度な負担を求めないとされているが、国、地方自治体はその限りではないとも読める。国や地方自治体が、財政上の困難を理由に安易に合理的配慮の提供を拒むことのないような施策を講じ、また、国の責任を明確化すべきである。

- 3. 基礎的環境の整備に関しては、いかに地域格差をなくすかを考える必要がある。必要な内容を明確化し、財政措置や整備の工程表を明示するべきと考える。
- 4. 環境整備には、人材養成とその配置も考える必要がある。障害のある子どもの教育に専門性をもつ教員と、そのための教材をいかに養成・開発、確保し、普通学級と特別支援学校・特別支援学級に配置するのか、工程表を示し計画的に行ってほしい。
- 5. 教育と福祉の連携をより一層推進するため、障害児相談支援事業所の障害 児支援利用計画及び障害児通所支援事業所等の個別支援計画と、学校等が作 成する個別の教育支援計画等が連携し、本人を中心に資源が有効に機能する 環境をつくることが肝要である。

そのためには、個別の教育支援計画作成プロセスのルールを明確化すること

が不可欠であり、本人・保護者が参加したアセスメント、プランニング、実行、 調整やプランの変更を含むモニタリングと、実行体制を構築しなければならない。

- 6. 教育場面で合理的配慮が行われるためには、教員免許のあり方を検討することも必要ではないか。各学校種ごとに必要とされる教員免許状授与の仕組みを考えれば、すべての教員に特別支援教育に必要な科目の履修と免許取得を求めることも、検討されてよいのではないかと考える。
- 7. 国や自治体が行う「基礎的環境整備」と、設置者や学校がそれぞれの状況に応じて提供する「合理的配慮」は、計画的にその質を高めることが必要である。
- 8. 具体的な合理的配慮の一つとして、公共・商業施設などに、盲導犬や補助 大同伴が可能であることの明示を義務づけてはどうか。
- 9. 障害者虐待防止法では、就学する障害者に対する虐待防止等のための措置 を学校長に義務づけている。障害のある子どもたちの中には医療的ケアが必 要な子どもも多く、今回の法律で虐待の対象となっていない学校、教育機関 においては、必要な支援が行われるよう、それぞれにおいて確実に合理的配 慮を講じてほしい。
- 10. 障害者支援施設には、子どもの将来を考える保護者の意向を受け、特別支援学校(中学部、高等部等)から、通所の生活介護や施設入所支援の体験希望の依頼があるが、費用負担の問題や、子どもを受け入れる事業所としての指定がないため要望に応じることができない。

普通学校では、学校側負担で保険を掛け、数日間にわたり児童に体験学習させる「職場体験」を実施している。特別支援学校でも同じような仕組みをとれないものか、検討していただきたい。

11. 社会福祉法人職員が近隣の小・中学校に出向き、福祉教育の一環として行う出前講座などの要請が減少しており、総合学習授業で福祉を取り上げるこ

とが少なくなっていると実感する現状がある。福祉教育の一層の拡がりを期待する。

また、日常生活に密着した公務を担う人びとの養成機関である警察学校、消防学校、防衛大学校や自衛官候補生の教育等においてはとくに、障害特性の理解や福祉教育に取り組んでいただきたい。

12. 平成24年8月にまとめられた、学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議による「学校施設老朽化対策ビジョン(仮称)(中間まとめ)」では、「老朽化対策の基本的考え方」のなかで、①安心・安全な施設環境の確保、②教育環境の質的向上、③地域コミュニティの拠点形成、の3つの観点から目指すべき姿を提言している。この提言が具体的にどのように検討されるのかも、環境整備に重要な位置を占めるものと考える。